

入院時食事療養費について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の

届出に係る食事を提供しています

◎ お食事を提供した場合は、1食単位で1日につき3食を限度として算定いたします。

◎ 管理栄養士又は、栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供いたします。

◆ 朝食・・・午前8時

◆ 昼食・・・午後0時

◆ 夕食・・・午後6時

◎ 入院時食事療養費の留意点について

経管栄養（濃厚流動食）の場合には、以下のように算定する場合があります。

※詳しくは、主治医・看護師・管理栄養士へお尋ねください。

◆ 経管栄養を1日4回に分けて提供した場合

・・・1日3食にて算定

◆ 医師による1日給与量の指示がある2回提供の場合

・・・1日3食にて算定